[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
力ラス使用

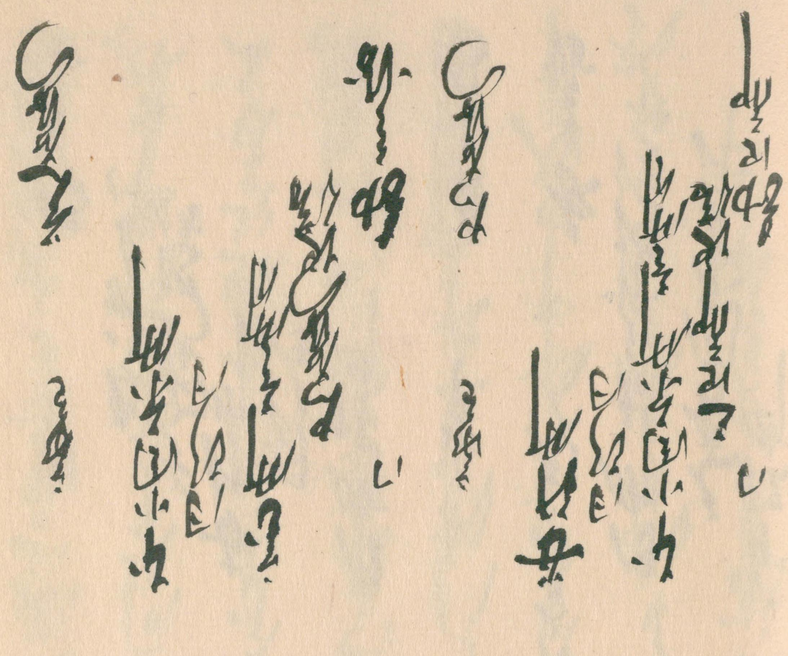

乙

[illegible]

一[illegible]所外之所之者問屋[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
力ラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

カラス使用

問屋株の儀

名主方より問屋へ申渡

一、近頃問屋株の儀

名主方へ申渡

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
力ラスを使用

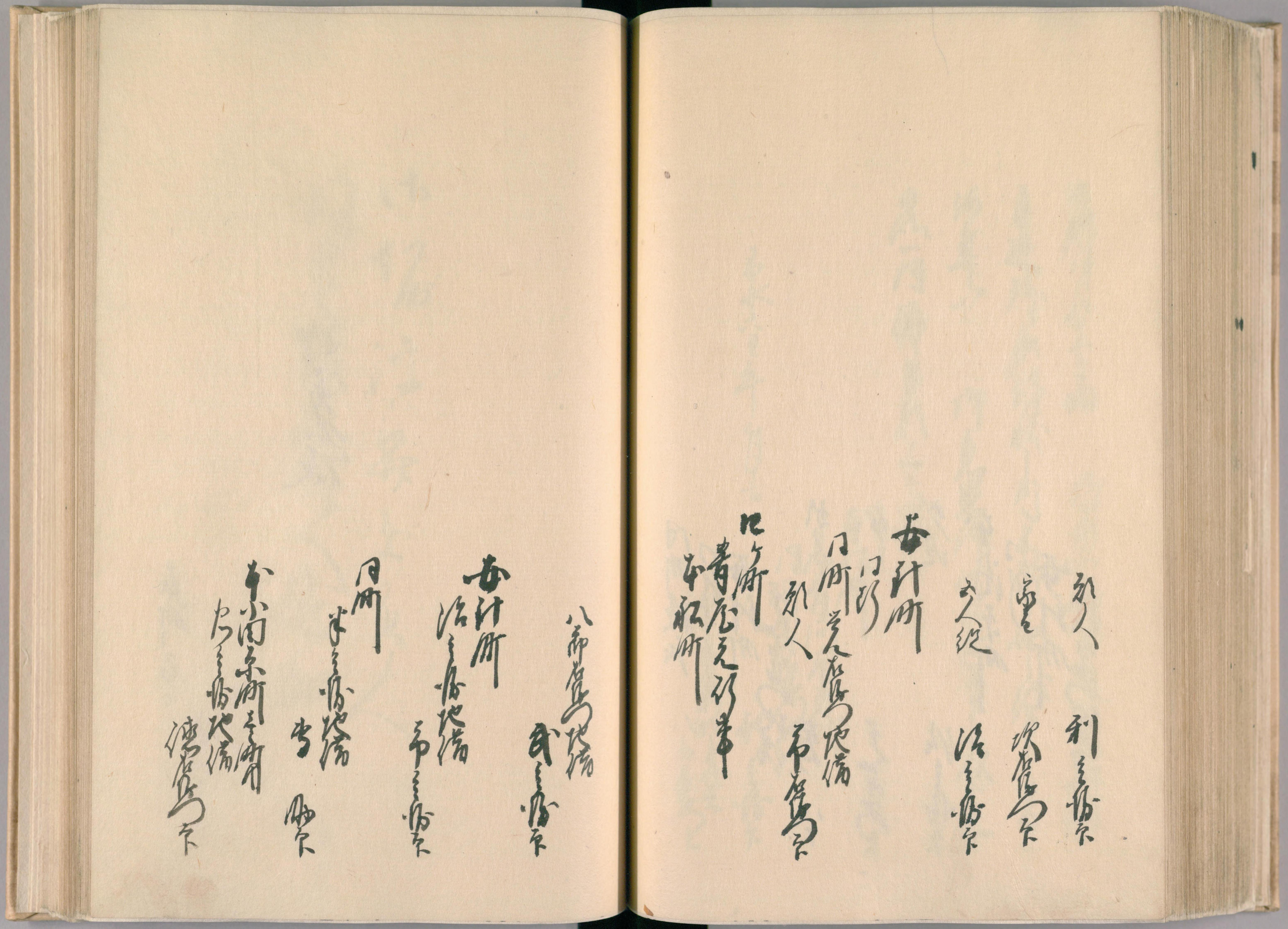

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』　請求記号 811-20

ガラス使用

「財産

遠山左衛門尉

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

何とか及ヒ申ス事ニ相成ル者ハ
難有存シ候ヘトモ何ニ年寄ニ相成
八冊之内ニ相洩候ヒ及ヒ相違候
寅七月
右書面之通相違無之候
此度被仰付候ハ者書類一覽仕候
此段及ヒ相違ハ
寅七月
井戸對馬守

再興
芳譜頁人五間中上ハ書付
書面再興ニ付不取敢前文ニ出来
作法之儀ハ遺失相当ニ廉ニ書載
間ニ而相仕其外何ニ而ニ成ル事ニ作法
ハ未ル知ス
寅七月十一日

所寄

当村開発以来之儀文化以前之儀再興以
作付現在人数之儀追而申上候

一 荒廃百姓人　七拾六人

去ル天保七年迄荒廃無之者

一 同　六人

現在人数拾弐人

是ハ天保十九亥年人数七拾六人之内拾弐人
当度異船来航焼亡相済有之候後死亡

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
力ラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

作出高[illegible]

[illegible]

但今年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中村次郎八

東條八左衛

谷村源蔵

中島[illegible]

秋山久義

[illegible]

再無

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

力ラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

相場問屋仲間ニ新規加入ニ付ハ
組札出願ニ及ハス相場ニ加入中ハ別紙組
願ニ及ハス右之ハ仲間ニ於テ
徳哲ニ預ケ置ハ下ニ付現ニ人数拾弐人ニ組札
出願ハ成ル又追而新規加入ニ付組札出願
預ケ置ハ家数ニ振合ニ追加ハ
願出ル家数ニ振合ニ追加ハ
但日ニ出張ニ付新規出願ハ
組札ニ付ハ出願ハ一ヶ月ニ五ヶ所ニ限リ
願不出仕候ハ
寅六月

寅七月二日 町年寄 [illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

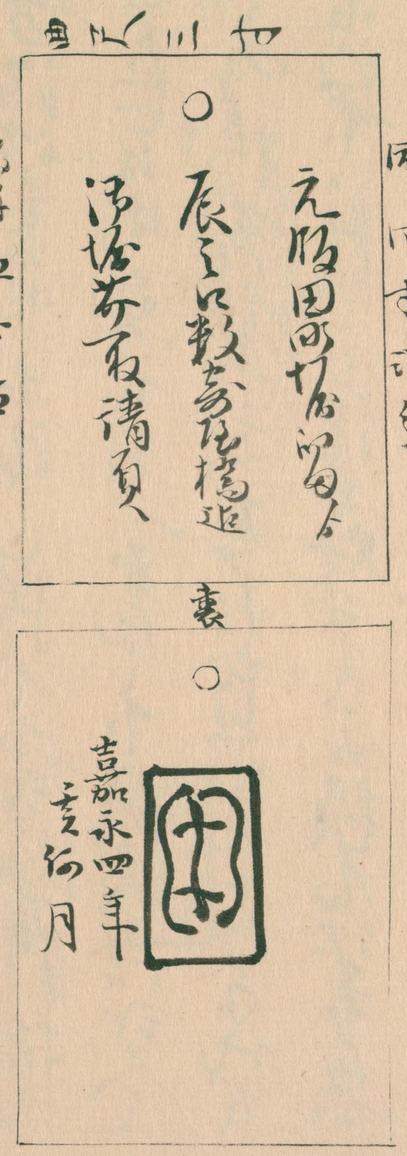

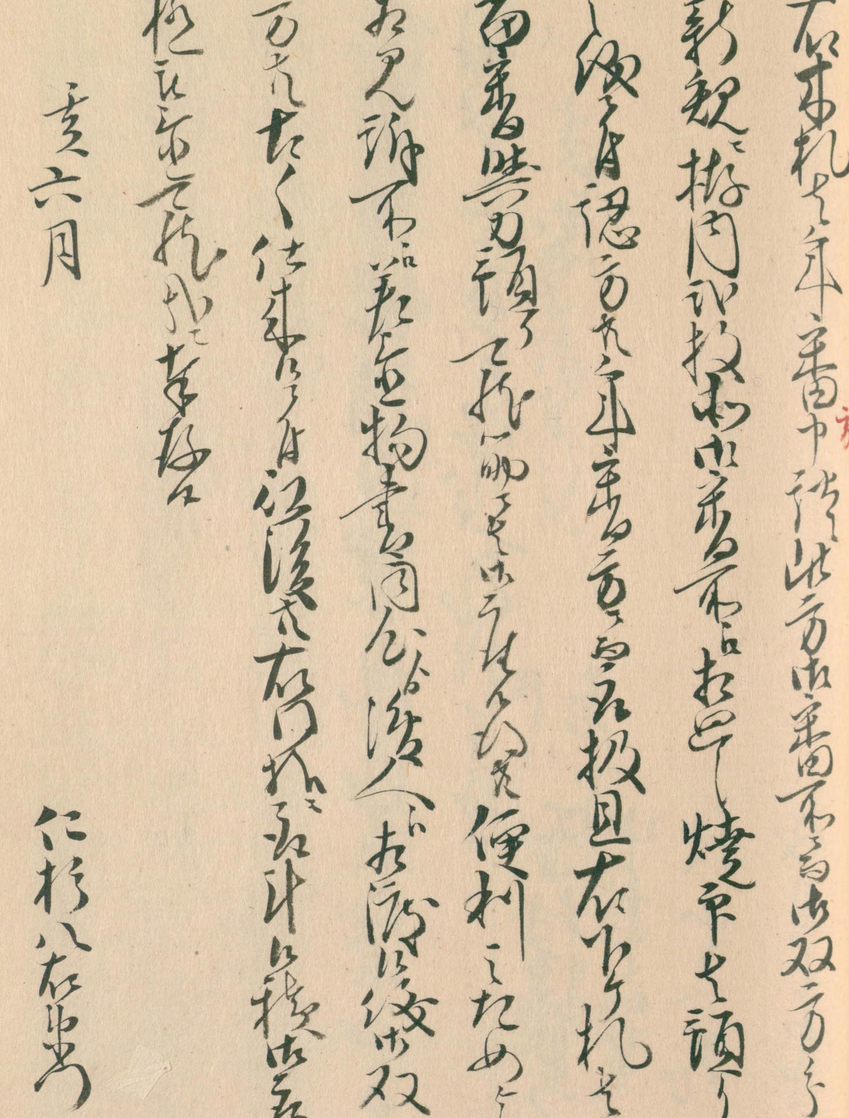

六月

東條八左衛門
中村次郎八
東條八左衛門
谷村源左衛門
中島太郎兵衛
秋山久兵衛
後藤七郎兵衛

文七月

文十一月廿五日出板

遠山右馬尉
丹下對馬守

[中島清兵衛元]

諸国名物文化人物紀行
作出雲国清水寺五重塔
名僧懐奘法師為報出家
恩徳論渡仕拾四歳
京ヶ保祢法師出雲国

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

力ラス使用

問屋再興調帳

享和二酉

一、株仲間ハ元来ハ問屋ニ株ヲ与ヘ
問屋ハ其ノ株ヲ以テ仲間ヲ
ツクリ其ノ仲間ニ株ヲ与ヘ
ル事ニ候ヘトモ
一、株ヲ与ヘ仲間ヲツクリ
ル事ハ
一、株ヲ与ヘ仲間ヲツクリ
ル事ハ
一、株ヲ与ヘ仲間ヲツクリ
ル事ハ

享和二酉

一、株仲間ハ元来ハ問屋ニ株ヲ与ヘ
問屋ハ其ノ株ヲ以テ仲間ヲ
ツクリ其ノ仲間ニ株ヲ与ヘ
ル事ニ候ヘトモ
一、株ヲ与ヘ仲間ヲツクリ
ル事ハ
一、株ヲ与ヘ仲間ヲツクリ
ル事ハ
一、株ヲ与ヘ仲間ヲツクリ
ル事ハ

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

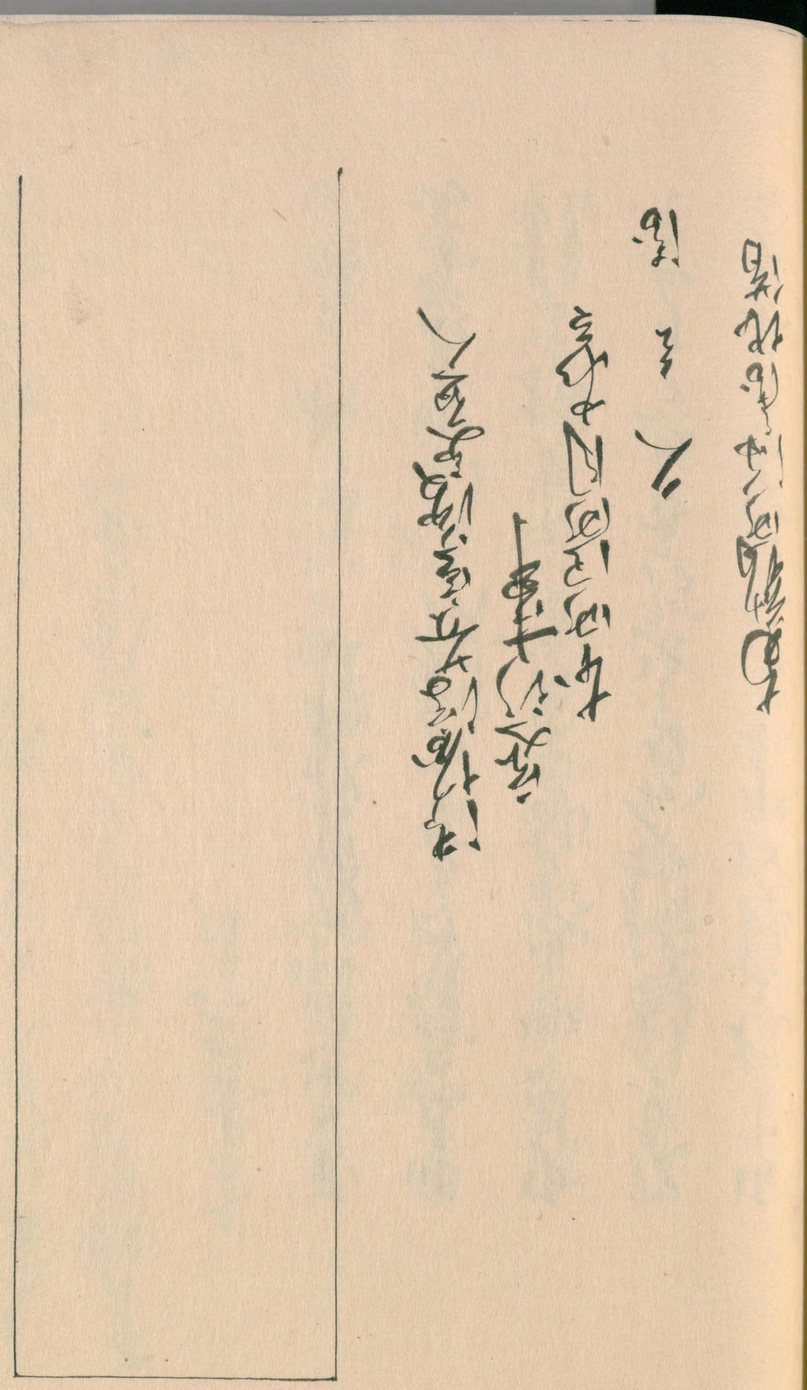

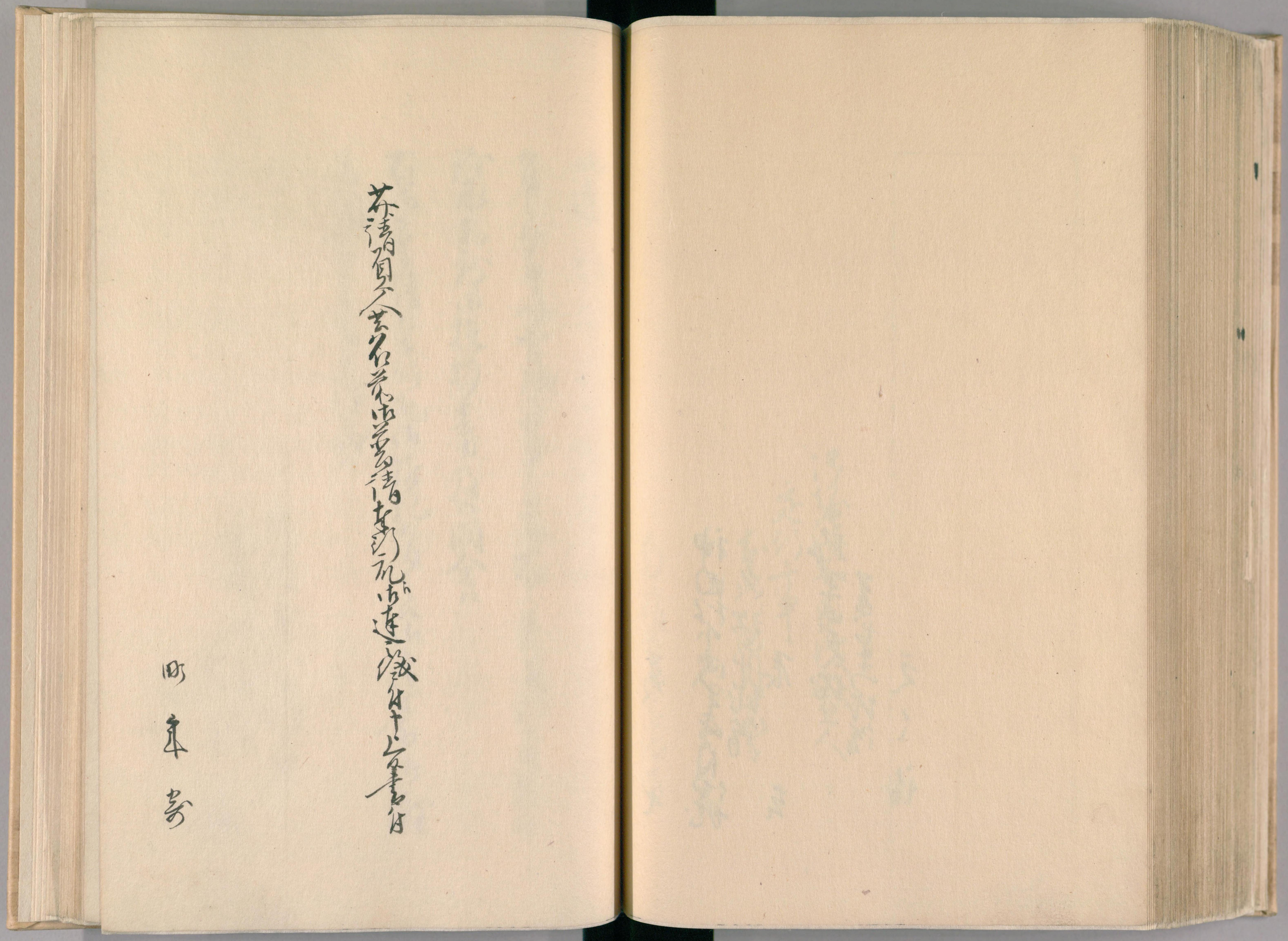

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

名おのゝ長崎遠方ゟ罷帰り申候ゟ名主上
ゟ申出候ゟ名主ゟ名代ゟ出張致候ゟ名代ゟ出張
長崎ゟ帰り申候ゟ別ゟ出張致し遠方ゟ
問屋仕候名代ゟ長崎ゟ出張致し候ゟ名主

寅十二月

銀高壱貫
長文村義吉
指渡九貫

芥清左衛門定行

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

なお

問屋仲間へ

申渡

一、問屋株日代ニ付、ハ、ハ、ハ

明和九辰年手形帳之内書抜

私共儀先年武家方御用被為請負仕候処
外預り米ハ不申し遂決仕候ハ
数年之間相延し自分之用向ハ
沖村浦浜ニ而ハ
下野ニ様子勘定ニ而ハ
十九年二月預り米作方焼申候沖浦

正徳元年ニ
依田豊前様沖勘定ニ
所沖田畑
為ハ下水
数年沖請負
沖焼之下札
田ニ年朝
沖田畑所ニ
正徳元年ニ

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
カラス使用

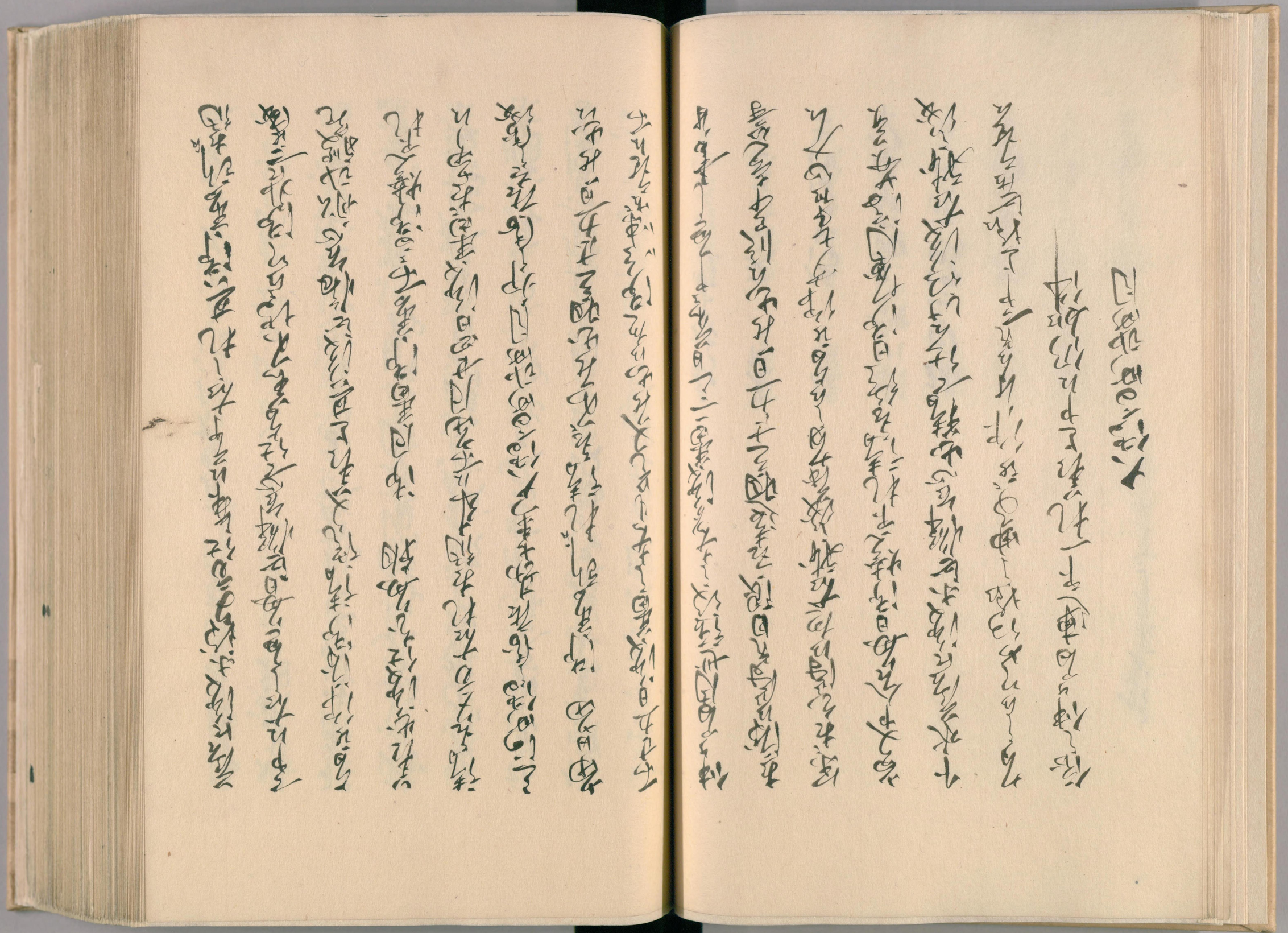

明和九辰年三月廿九日

七　金清丁
右同　卯金清丁
五位　久金清丁
神田三河町三町目
　　嘉右衛門丁
右同　伊金清丁
五位　又　七丁
新材木町

長右衛門丁
右同　嘉右衛門丁
五位　三郎右衛門丁
浅川橋二町目
右同　嘉　七丁
五位　伊金清丁
佐賀町
六金清丁

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』　請求記号 811-20
ガラス使用

右同断　寺右衛門下
五位　長右衛門下
南枝寺門六郎門
嘉右衛門下
右同断　長右衛門下
五位　与　七下
東漢門
作右衛門下

右同断　右右衛門下
五位　助三郎中下
寺枝門郎門
拾　六下
右同断　右右衛門下
五位　右三郎下
保川伊勢守
二郎三郎下

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

[illegible] 新潟市
五人位 七軍隊市
同知大江所代地
長崎市
[illegible] 佐賀市
五人位 治軍隊市
[illegible]川大隊
[illegible] 佐賀治市

物 七市
同知中隊
[illegible] 長崎市
五位 [illegible]市
同知同所
[illegible] 茂 七市
五位 [illegible]市
同知同所

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

[illegible]　原　八匁
[illegible]　忠右衛門
[illegible]
[illegible]　与三郎
[illegible]　利兵衛
[illegible]　伊兵衛
[illegible]
[illegible]　五郎右衛門

[illegible]　佐兵衛
[illegible]　長平治
[illegible]
[illegible]　右
[illegible]　清右衛門
[illegible]　治郎兵衛
[illegible]
[illegible]　七

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

右おなじ　内藤清兵衛
同断　森長清兵衛
同知同所
　　治部左衛門
同断　忠多清兵衛
芝二丁目
　　長谷清兵衛
右おなじ　長谷東兵衛

同断　忠多清兵衛
芝二丁目
　　阿部治兵衛
右おなじ　森長清兵衛
同断　佐多清兵衛
右同知
　　阿部　七兵衛
右おなじ　森長清兵衛

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

五位　佐　玄清
右同知同所

七左衛門
右ある　伴　玄清
五位　長左衛門
南御番所表同所

表　助
右ある　勝左衛門

五位　裏　玄清
芝二条所

源左衛門
右ある　清　玄清
五位　勝　市
神田御番所

久　玄清
右ある　松左衛門

伊左衛門
伊左衛門所
表右衛門
右同
長兵衛
五郎
久兵衛　與三郎
久兵衛所二所月
仁三郎
右同
利三郎

久兵衛　小三郎
西浦屋所
右同
長右衛門
五郎
又　右
五郎兵衛所
三百次郎
右同
利三郎
五郎　伊　八

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

南伊勢

新八市

右ハ仁三清市

五位　伊三清市

南伊勢所

熊十郎市

右ハ仁三清市

五位　伊三清市

新嘉茂郡所

少三清市

右ハ安三清市

五位　茂三清市

同所

徳次郎市

右ハ郡三清市

五位　利助市

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

面四間新面
左衛門
右衛門 清左衛門
文左衛門 源 七郎
新敷壽屋
彦右衛門
右衛門 太左衛門
文左衛門 長四郎

右衛門 安左衛門
右衛門 忠左衛門
文左衛門 文 藤
藤右衛門
右衛門 清 七郎
文左衛門 忠 七郎

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

神田三河町壹丁目
立花清右
右同断 惣兵清右
五位 徳右衛門
神田永富町三丁目
治兵清右
右同断 義兵清右
五位 久三郎右

神田松下町壹丁目
長四郎右
右同断 伝右衛門
五位 伊兵清右
南茅場町壹丁目
勘兵清右
右同断 忠兵清右
五位 治右衛門

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

神田七大工町

宗次郎店

六郎兵衛店

九右衛門店

神田豊島町二町目

惣兵衛店

吉右衛門店

京　七店

石川町

角右衛門店

源左衛門店

長兵衛店

東右衛門三町目

彦七郎店

五郎兵衛店

嘉兵衛店

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

[illegible]

[illegible] 五匁

[illegible] 五匁

[illegible] 五匁

三拾百七十四匁

新三清　下

右ゆき　小三清　下

五位　平四郎　下

芝三丁目車町

久三清　下

右ゆき　七右衛門　下

五位　庄三清　下

神田岩本町代地

小右衛門　下

右ゆき　佐七郎　下

五位　松三清　下

豊島郡北郡

清　右　下

右ゆき　與右衛門　下

五位　右右衛門　下

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

元大工町新屋敷

指右衛門　壱人

右同断　清右衛門　壱人

五郎兵衛　二郎兵衛　壱人

小間物屋長兵衛町

右同断　治兵衛　清　壱人

五郎兵衛　彦　七　壱人

東本願寺御寺内

惣　八　壱人

右同断　清兵衛　壱人

五郎兵衛　忠右衛門　壱人

小間物屋二町内

右同断　嘉右衛門　壱人

五郎兵衛　平右衛門　壱人

東本願寺小間物

左五郎　壱人

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』　請求記号 811-20

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

五穀　文四郎

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20
ガラス使用

問屋再興調

二十四

藏

国立国会図書館　タイトル『問屋再興調 24巻』 請求記号 811-20

ガラス使用